

開示請求等に係る任意代理人の範囲・本人確認措置について

1 確認・検討事項

(1) 番号法において任意代理人による請求を認める趣旨

特定個人情報とは、社会保障、税、災害対策の分野で用いられ、機微性が高い情報が多く、かつ大量に情報連携が行われることから、万が一、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれへの国民の懸念も考えられる。

そこで番号法では、マイ・ポータルを設置するほか、インターネットへの接続が困難で、かつ書面請求も困難な方についても容易に特定個人情報への開示請求権等を行行使できるよう行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法への番号法第 29 条及び第 30 条における読替規定において、「任意代理人」による請求を新たに認めている。

その理由としては、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続において、専門家である税理士や社会保険労務士等の代理人に手続を委任するケースも多いことが一般的に想定されることから、開示請求等についても税理士等の任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資するものと考えられるためである。なお、個人番号が含まれない一般の個人情報に係る開示請求等に関して、行政機関個人情報保護法等では、引き続き任意代理は認められていない（※個人情報保護法は、従前から任意代理での請求は可）。

(2) 本市の個人情報保護条例における取り扱いについて

特定個人情報を除く個人情報の開示請求等ができる任意代理人については現在、弁護士のみ認めているが、本人による開示請求権等の行使をより容易にする観点から、その対象範囲拡大の可否、また、仮に拡大する場合はその対象者についてそれぞれ検討を要する。

【参考①】：本市における関係規定等】

個人情報保護条例

(開示請求権)

第 15 条 何人も、実施機関に対し、公文書等に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

原則として広く任意代理を認めない理由

- ① 法定代理人と比べて、真正の代理人かどうかの見極めが困難
- ② 開示を受けることにより本人の秘密を知ることになるが、その秘密を十分に保持できるかについて懸念がある。

弁護士のみ任意代理を認めている理由

- ① 当事者の依頼により法律事務一般を行うことを職務としており、職務内容に制限がないため、真正の代理人であると認定しやすいこと

- ②弁護士法第23条で守秘義務が規定され、違反した場合は刑法第134条で秘密漏示罪が適用されるため、秘密の保持が担保されることから、任意代理を認めても本人の権利利益を害する危険性はないものと考えられる。

【参考②】：住民基本台帳法

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

- 第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。
- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
 - 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者
- 2 市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。
- 3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- 4 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所
 - 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
 - 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
 - 五 第二項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

(2) 本人確認方法について

本市においては、①運転免許証、②旅券、③通常本人以外の者が所持していることがないと市長が認める書類（健康保険証等）のいずれかを提出又は提示させることにより本人確認を行っている。また、法定代理人にあつては、これに加え、戸籍謄本等、法定代理人であることを証明する書類の提出又は提示を求めている。さらに、弁護士にあつては本人からの委任状に加え、運用により弁護士記章等での身分確認を行っている。

番号法に伴い、特定個人情報の開示請求等を任意代理人へ認めるにあたっては、いわゆる「なりすましによる請求」の可能性が懸念されることから、現行条例に

おける任意代理人の対象範囲の拡大の有無にかかわらず、請求者の真正性の確保のための対策強化に係る検討を行う必要がある。

【参考③】：本市における関係規定等】

神戸市個人情報保護条例

(開示請求の手続)

第18条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下単に「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

神戸市個人情報保護条例 施行規則

(開示請求)

第6条

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める書類は、本人にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するものとし、法定代理人等にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するもの及び第4号に規定するものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 通常本人以外の者が所持していることがないと市長が認める書類
- (4) 法定代理人にあつては戸籍の謄本その他の法定代理人であることを証明する書類、弁護士にあつては委任状

神戸市個人情報保護条例 施行細則

(規則第6条第2項第3号の規定による書類)

第15条 規則第6条第2項第3号の規定による書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- ① 個人情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- ② 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあつては、官公庁が発行する資格証明書等であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

【参考④】：住民票交付事務における本人確認方法】

住民基本台帳法の一部が改正され、平成20年5月1日から、「なりすまし」や「第三者からの虚偽の届出、証明書交付請求」を防止し、個人情報を保護するために、窓口での本人確認書類の提示・提出が義務付けられている。

	対象者	本人確認の方法
住民異動届出※	届出者本人および代理人 (代理人の場合代理権限が 確認できる書面が必要)	官公署の発行する <u>写真付の証明書1点</u> ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住基カード(写真付) など
住民票 その他の証明	請求者本人または代理人 (代理人の場合代理権限が 確認できる書面が必要)	または、 氏名及び住所又は氏名が確認できるもの <u>2点以上</u> ・健康保険・介護保険被保険者証 ・年金手帳・年金証書 ・社員証・学生証 ・預金通帳・各種カード類 など

※：届出に際して、本人確認書類を有しない場合は、そのまま受け付けし、後日、本人あてに受理した旨の通知を発送する。

【参考⑤】：他都市における運用状況】

■現行の個人情報の開示請求に際して任意代理人を認めている都市

- ・本人が委任をした代理人 ～2市(横浜・静岡)
- ・任意後見契約に係る被後見人 ～1市(川崎)
- ・入院、外国出張、身体障害等の理由により請求手続きが困難な場合
～2市(川崎、堺)
- ・弁護士～2市(堺、神戸)

■本人確認措置の状況

- ・顔写真付きの身分証明書1点又はその他の本人確認書類2点にて確認
～10市(仙台、千葉、川崎※、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、広島、熊本) ※郵送等による請求受付時のみ